

サステナブルな企業価値創造に向けたサステナビリティ関連データの効率的な収集と戦略的活用 に関するワーキング・グループ（WG）（第3回）

議事要旨

日 時 2023年3月1日（水）13時00分～15時00分

場 所 オンライン（Teams）開催

出席者 （委員）北川座長、達協委員、富田委員、古川委員、三井委員、森委員、吉川委員、
渡邊委員

（オブザーバー）金融庁、日本公認会計士協会

（ゲストスピーカー）日本公認会計士協会 馬野氏

2. 日本公認会計士協会プレゼンテーション

- サステナビリティ保証に関して、ミニマムで必要な保証コストはどの企業も変わらないことが想定される。そうすると、中小規模の企業と大規模企業とで、保証コストの相対的な負担割合がかなり変わってくる印象である。はたしてそれが公平といえるのかについて疑問をもっており、国によって公正性を確保する仕組みが異なるのかどうかなど、知見があればお伺いしたい。
- 業態、セクター、子会社の数、海外展開度合い、バリューチェーンの広さ等によって、保証に係る工数が変わってくる。一般的に、グローバル企業や二酸化炭素の排出が多い製造業は工数が大きくなる傾向がある。
- 企業側で財務諸表監査のように、信頼性のあるサステナビリティ情報を集計できるような内部統制が整備されていれば、外部保証の工数が一定程度抑えられるのではないか。
- サステナビリティと財務会計の一番大きな違いは、開示内容が変わっていくこと。現在は、脱炭素が大きな関心を集めているが、グローバルでは、生物多様性や水ストレス等にも注目が集まり、今後、関心の高いテーマが変わっていくと想定される。その中で、企業にとっては、外部専門家を確保する等して、新たなサステナビリティテーマにいかにかッチアップを行っていくかは、大きな課題。
- 会計監査の場合、三様監査というように、企業自身がガバナンスを発揮していくことが求められるが、サステナビリティの監査の場合も企業自身の監査に関わるケイパビリティを高めしていく必要がある。現在の監査役にサステナビリティの監査もお願いするのか、サステナビリティ担当の監査役を追加するのは難しい課題。
- サプライチェーンの情報の信頼性の確保については、制度としてのあり方を議論する必要がある。内部統制の場合、米 SOX 法に対応した監査基準（SAS70）、日本では18号監査があるが、サプライチェーンの場合、一つの証明を取ることでそれを提示して、ある種まとめて監査を受けたことにするというやり方をしないと、際限なく、様々な顧客等から監査を求められ、負担が大きくなってしまふことが考えられる。

- サステナビリティの開示要求が広がっていく中で、保証側も様々な業界の専門家が必要になっていく。一方、生物多様性については、まだ TNFD が完成していない等、ゼロから作っていくテーマも含まれている段階と認識している。
- SUS 保証の実務においては、半分は各主題情報についての測定の専門家、残りの半分は共通したテーマの専門家で担っている。個別の主題情報の専門家を育成することも確かに重要であるが、同時に複数のサステナビリティテーマを横断的に保証するスキルを持つ人材を育成することも重要であり、また企業側においては、信頼性のある情報を網羅的に収集するプロセスを構築し、内部統制を整備することが重要であると認識している。サステナビリティ情報の重要性がビジネスにとっても大きくなる中、今 JSOX の改定案が出されているが、内部統制の目的とする報告の概念が変更され、これまでの財務報告からサステナビリティも含む企業報告へと拡大されることが見込まれる中、取締役の責任や監査役の責任も考えていくことが必要。
- 先日の ISSB 理事との意見交換では、サプライチェーンの情報に関連して、企業はスコープ 3 について正確な数字を把握しなければならないという意識が強いが、estimate を用いて測定した数値でも有用いうことを理解して欲しい、という話があった。投資家は、企業がバリューチェーンにおけるスコープ 3 をどう把握して、将来のビジネスのリスクや機会を特定し、優先順位付けしていくのか分析に着目しており、estimate な数値であっても有用である。
- 現状、欧州が財務情報と非財務情報を同時開示しているのに対して、日本は約 3 ヶ月遅れである。将来的に、多くの日本企業が財務・非財務同時開示を保証付きで対応するとなった場合、保証機関側から見たスケジュール面の課題は何か。
- やはり、財務数値の集計プロセスのように信頼性のあるサステナビリティ情報を集計できるような内部統制の整備が鍵。現状、財務情報と比較して、サステナビリティ情報の内部統制の構築は圧倒的に未熟。
- また、日本は、会社法に基づく開示と金商法に基づく 2 つの開示が求められ、2 回保証が提供されるという国際的に見て特有の制度である。制度を国際的なものに合わせて行くことで、保証提供者の時間を捻出していくといった検討が必要であると個人的には考える。
- 企業側の算定、測定、バウンダリーの設定の手法が統一されておらず、各社各様であり、その数値を保証することに意味があるのか疑問。むしろ、算定・測定基準自体をしっかり定めることが重要であると考え、どのようにみているか。また、今後、策定される保証基準は、各算定・測定基準の妥当性まで対象とする方向になるのか等、ご知見があればご教示頂きたい。
- ISSB を中心に国際基準が設定されていく中で、ある程度標準モデルが作られる一方、企業にオプションとして様々な測定方法が認められている状況。測定基準まで統一していくのか、解釈の幅を狭めていけば、比較可能性は高まるが、一方で、各国の状況の違いも含めやりきれぬのかという実務的課題がある。この状況を踏まえると、3~5 年で単一の測定基準ができるのは、考えにくい。比較可能性と実務的課題の綱引きを踏まえ、基準がブラッシュアップされていくという認識。

- 唯一の基準を策定するのは難しいが、算定基準等を企業に開示させるか、保証報告書の中に記載することで、透明性を挙げていくというアプローチもあるが、この点はいかが。
- そのようなコンセプトは ISSB にも含まれている。基準の中でも算定方法が明確に決まっているものとそうでないものがある中、企業の開示姿勢も濃淡があると思料。企業の開示姿勢を醸成しながら、取り組まなければいけないテーマと認識。
- EU では多くの企業が財務情報と同時に保証が付いた非財務情報を開示しているとのことだった。それができている要因はなにか。企業のデータ収集、データ管理、ガバナンスの体制が優れているのか、それとも、EU では基準だけではなく、サステナビリティに関する規制が整備されているといったことから、保証提供者がやりやすいということは考えられるか。
- EU と日本の違いとして、EU では古くから規制が存在しており、それによって経営層の取組姿勢が醸成されたことが考えられる。また、欧州企業は、GHG 排出量の集計においてもグループ内で同じシステムを使って集計しているが、日本企業はそうっていない。
- 欧州で財務と非財務の同時に近い開示ができているのは、NFRD ですでに求められていることが大きいと思われる。日本においても、例えば過去に財務報告において、決算期の統一等、やり始める前は、絶対無理という声が大勢だった。しかし、やってみたらすごく大変ではあったが、結果としてできた。このことから考えると非財務情報と財務情報の同時開示も大変ではあるが、やってやれないことはない。
- 企業側がしっかりと内部統制を構築するということが、その先の保証制度が始まった後の世界にとって非常に重要であると考えられる。一方で、内部統制の構築は、JSOX 法の時もそうだったが、年単位での準備期間が必要。保証の義務化が始まる前に、企業に対して内部統制を構築することの重要性をアナウンスして頂きたい。
- 日本企業の中でも早期開示が出来ている企業が増えてきており、そこは研究の余地がある。

3. 委員プレゼンテーション（サステナビリティ関連データの効率的収集と戦略的活用における各社の実態と実務課題）

- モニタリングの階層を重層化していることが重要。具体的には、部門拠点レベルでの継続的なモニタリング、経営レベルでのモニタリング、内部監査等の横からのモニタリングの三層のモニタリングの必要性を訴えていくことが重要。
- エラーの予防と発見が重要。財務報告では、複式簿記であるため、どこかにエラーがあると全体に歪みが出てくるが、サステナビリティは、エラーが出て目に見えた異常値として検出されず、そのまま放置されやすい。
- エラーの発見機能を高める方法として他のアクティビティデータとの関係性や整合性を見ることが必要になる。それは、経営分析そのものであり、どういう意図でデータをウォッチしていくのか、どういった方向性にもって行きたいのか検討し、予想された数値になっている

のかしっかりモニタリングして、異常値が出たときにアラートを出していくような仕組みづくりが必要。コンサルティングをされている中で、このような企業のエラーの発見に向けた取り組みは進んでいるのか、また、これに限らず、エラーの予防発見に向けたアプローチがあれば、ご指摘いただきたい。

- まだ企業の中で、非財務情報の内部統制について具体的な議論に至っていないのが実情であり、財務情報のようにはいかない所もあるかもしれない。J-SOX の時に予防的コントロールを組み込み過ぎた故に、工数が増え負担が大きくなってしまい、後から発見的コントロールを増やすことになった例もあることから、予防的コントロールと発見的コントロールのバランスは難しい。
- J-SOX 導入時との一番大きな違いは、デジタルの普及。コントロールの中にデジタルを積極的に入れることで、人手を極力かけずに済む内部統制の形を作っていくことが重要。
- デジタルの活用が鍵というのは同意。やはり予防的アプローチに力を入れすぎると負担が過剰になるリスクがある。まずは発見的アプローチで対処して、対処しきれないところを予防的アプローチで追加的に対処していくという順序が良いのではないかと考える。
- ESG の活動と企業価値の結びつきについて、しっかり経営が認識しないといけない。財務情報の場合は、オペレーションがそのまま製造原価等に反映されるため、マテリアルな情報としてチェックを行っており、チェックするための情報システムに投資をしたり、様々な粒度で数値を確認するためのマネジメント体制を構築したりしているが、サステナビリティ情報の場合は、企業価値と結びつきが必ずしも明らかでないため、全社としてマテリアルなこととして、マネジメントに受け取って貰いにくく、全社システムや業務プロセスを変えるというアクションに繋がりにくい。
- 企業価値向上と ESG に関する活動の結びつきの説明が難しいため、これらの因果関係を示すツールやフレームワークの開発も重要。
- ESG 活動と企業価値の関係については、若干因果に踏み込む分析も出てきているが、基本的には、まだ相関関係に留まるものであり、今後も精度が高まっていくことが期待される。あくまで主役は企業の中の意思であり、相関分析等は補助的なものと認識すべき。
- データ管理やデータ分析の経営への活用について、海外企業と日本企業で違う要因は何か。意識の違い等があるのか。
- 欧米でも特に欧州は環境規制により、強制的に開示が求められていたのに対し、日本は任意開示だったことが大きく、それが意識の違いに反映されていると認識している。一方、日本企業でも積極的になっている企業が増えてきている印象はある。
- 経営においてマテリアルでないものも開示が求められる。日本では渇水リスクより、洪水リスクの方が多く、水の使用量を減らす目標がマテリアルであるものか疑わしい場合もある。また、非財務情報には、正の面（環境貢献製品の開発等）と負の面（水の使用量削減等活動

量を下げるもの)があり、これらがコントロールできず負の面ばかりが強調され、活動量を減らす方向に振れてしまうと企業価値向上に繋がらないことを懸念している。

- 水でいうと例えば、CSRD では自社にとってマテリアルでないため開示しないというときには、自社にとっての財務インパクトだけではなく、社会環境に対するインパクトが小さいことが必要で、もし、社会環境に大きなインパクトがあるときは開示が求められる。日本の場合、渇水リスクが小さくマテリアルでないため、その旨を説明した上で開示しないという判断もある。そこは説明コストと開示コストの見合いを考えたときにどちらをとるかは企業の判断になる。

4. 事務局説明（サステナビリティ関連データ収集・活用に関するアンケート結果）

- 企業においては、部門間の連携が一番の難所。従来、人事や調達システムは各部門が持っているが、そこにサステナビリティの軸を通そうとしたときに問題が生じる。例えば、人的資本に関わる給与情報は個人情報であるため人事部門は他部門に出したくない（もしくは、出しづらい）。このようなデータガバナンスの問題が大きなボトルネックの1つとして挙げられる。
- 社内連携は、経営トップマターとして行わないと中々機能しないため、経営層の理解を促していくことが必要であり、サステナビリティの現場担当者が社内を駆け回ってもなかなか前に進まない。
- 今回は ESG 情報開示研究会の会員企業を対象にしたアンケートということで、企業規模も比較的大きく ESG への関心が高い層が多かったのではないかと。可能であれば、他の規模、属性の企業にも同様のアンケートが出来ればよいと思う。
- どのように経営者のマターとして認識してもらうのかというのは、コーポレートガバナンスでも、(ガバナンス上の課題に対する経営者の認識という点で) 取り組み始めたときからの課題であった。本アンケートの分析で得られた示唆などが、メディアで取り上げられ、多くの人に知られていくことで認識が広がればと思う。

(以上)

お問い合わせ先
経済産業政策局 企業会計室
電話：03-3501-1570（直通）
FAX：03-3501-1087（FAX）